

つくばでNISA

成長投資枠
ご利用キャンペーン

2025年1月6日(月)～2025年3月31日(月)

キャンペーン期間中に当行でNISA(成長投資枠)を利用し、
投資信託を一括で30万円以上ご購入いただくと、
キャッシュバックさせていただきます。

ご購入金額 30万円以上

1,000円
キャッシュバック

+

〈つくば〉資産運用プラン
資産充実のご利用で
キャッシュバック金額500円
上乘せ

- ※1. インターネットバンキングからご購入いただくお客さまも対象となります。ただし、〈つくば〉資産運用プラン資産充実のご利用は、店頭窓口で投資信託をご購入いただくお客さまに限らせていただきます。
- ※2. 予告なくキャンペーンを終了させていただく場合もございます。
- ※3. 2025年3月31日までのお申込み分までを対象とさせていただきます。
- ※4. 現金のキャッシュバックは2025年6月を目途に投信特約口座へご入金をさせていただきます。なお、現金のキャッシュバック時点で投信特約口座を解約されている場合は、本キャンペーンの対象外とさせていただきます。



商号/株式会社筑波銀行 登録金融機関/関東財務局長(登金)第44号 加入協会/日本証券業協会

<https://www.tsukubabank.co.jp>

筑波銀行

検索する



筑波銀行

つくばのNISA成長投資枠ご利用キャンペーン概要

項目	内容
<p>キャンペーン内容</p>	<p>キャンペーン期間中に、当行でNISA(成長投資枠)をご利用し投資信託を一括で30万円以上ご購入いただくと、キャッシュバックをさせていただきます。さらに、ご購入時に〈つくば〉資産運用プラン資産充実をご利用いただくとキャッシュバック金額を増額させていただきます。</p> <p>対象のお取引とキャッシュバック金額</p> <p>NISA(成長投資枠)を利用し、投資信託を30万円以上一括でご購入……1,000円 上記取引に合わせ「〈つくば〉資産運用プラン資産充実」をご利用いただくと、上記キャッシュバック金額に500円を上乗せさせていただきます。</p> <p>※1. インターネットバンキングからご購入いただくお客さま対象となります。ただし、〈つくば〉資産運用プラン資産充実のご利用は、店頭窓口で投資信託をご購入いただくお客さまに限らせていただきます。 ※2. 予告なくキャンペーンを終了させていただく場合もございます。 ※3. 2025年3月31日までのお申込み分までを対象とさせていただきます。 ※4. 現金のキャッシュバックは2025年6月を目途に投信特約口座へご入金をさせていただきます。なお、現金のキャッシュバック時点で投信特約口座を解約されている場合は、本キャンペーンの対象外とさせていただきます。</p>
<p>キャンペーン期間</p>	<p>2025年1月6日(月)～2025年3月31日(月)</p>
<p>投資信託をご購入(取得申込)される際の留意点について</p>	<p>●投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を委託会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●投資信託は、値動きのある証券(株式、債券など)に投資しますので、市場環境等により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の変動により損失を被り、投資元本を下回ることがあります。●当行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。●投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。●お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料(お申込金額に対し最大3.3%(税込))がかかるほか、保有期間中は信託報酬(信託財産純資産総額に対し実質最大2.2%(税込))がかかります。また、一部の投資信託は換金時に信託財産留保額(当該投資信託の換金時に適用される基準価額に対し最大0.5%)が基準価額から差し引かれます。その他の費用として、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等の費用がかかります。また、手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なりますので、表示することができません。●お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面」を交付いたしますので、内容を十分お読みの上、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面は、当行本支店の窓口にご用意しております。</p>
<p>NISAに関する注意事項</p>	<p>●非課税口座開設には、特定口座または一般口座の開設が必要です。●非課税口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人につき1口座しか開設できません(金融機関を変更した場合を除く)。なお、所定の手続の下で、金融機関の変更が可能ですが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関で非課税口座を開設した場合でも、各年において1つの金融機関の非課税口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、非課税口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年に、変更前金融機関のNISA口座で、既に公募株式投資信託等を購入していた場合、その年は金融機関を変更することはできません。●金融機関によって、取り扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。当行では、税法上の公募株式投資信託のみ取り扱っています。●非課税口座には年間投資枠が設定されており、一旦利用すると、換金しても年間投資枠の再利用はできません。また、年間投資枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。そのため、短期間での売買(乗換え)を前提とした商品には適さず、中長期的な保有を前提とした投資が望ましいと考えられます。2024年以降の新しいNISAにおいては、非課税保有限度額の再利用はできますが、年間投資枠の再利用はこれまでと同じくできませんのでご注意ください。●非課税口座における配当所得および譲渡所得等は、収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、損失は税務上ないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。●投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間投資枠が消費されます。●税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。●このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取扱が変更となる可能性があります。</p>
<p>〈つくば〉 資産運用プラン資産充実 お申込み時の留意点</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.個人(個人事業主を含みます)のお客様が対象となります。 2.他の金利優遇商品との併用は不可となります。 3.お申込みは各支店窓口のみのお取り扱いとさせていただきます。 4.円定期預金の金利上乗せは、当初のお預け入れ期間のみ適用とし、その後は店頭表示金利となります。(ATMやインターネットバンキングでのお預け入れ、ご購入は対象外です。)また、満期前に解約する場合は、所定の中途解約利率が適用されます。 5.円定期預金は、元本保証商品で預金保険制度の対象となっております。(元本1,000万円とのお利息分まで) 6.急激な金利環境の変化などが生じた場合には、取扱期間中であっても条件を変更する場合があります。 <p>※2013年1月1日～2037年12月31日までの25年間は、「復興特別所得税」が付加されるため、お受け取りになる円定期預金のお利息には源泉分離課税20.315%(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。</p>